

議案第13号

天神川流域下水道条例の一部改正について

次のとおり天神川流域下水道条例の一部を改正することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項の規定により、本議会の議決を求める。

平成20年5月29日

鳥取県知事 平 井 伸 治

天神川流域下水道条例の一部を改正する条例

天神川流域下水道条例（昭和58年鳥取県条例第1号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中条及び項の表示に下線が引かれた条及び項（以下「移動条項」という。）に対応する同表の改正後の欄中条及び項の表示に下線が引かれた条及び項（以下「移動後条項」という。）が存在する場合には、当該移動条項を当該移動後条項とし、移動条項に対応する移動後条項が存在しない場合には、当該移動条項（以下「削除条項」という。）を削り、移動後条項に対応する移動条項が存在し

ない場合には、当該移動後条項（以下「追加条項」という。）を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（条の表示及び削除条項を除く。以下「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（条の表示及び追加条項を除く。以下「改正後部分」という。）が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には、当該改正部分を削り、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。

改 正 後	改 正 前
<p><u>（趣旨）</u></p> <p><u>第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第244条の2第1項及び下水道法（昭和33年法律第79号）第25条の10第1項において準用する同法第25条の規定に基づき、天神川流域下水道の設置及び管理に関し必要な事項を定めるものとする。</u></p> <p><u>（設置等）</u></p> <p><u>第2条 天神川流域下水道（以下「流域下水道」という。）を倉吉市並びに東伯郡三朝町、湯梨浜町及び北栄町に設置する。</u></p>	<p><u>（設置）</u></p> <p><u>第1条 下水道法（昭和33年法律第79号）第25条の2第1項の規定に基づき、天神川流域下水道（以下「流域下水道」という。）を設置する。</u></p>

2 流域下水道に接続する公共下水道は、倉吉市、三朝町、湯梨浜町及び北栄町が管理する公共下水道（旧泊村及び旧大栄町の管理に属していた公共下水道の全部並びに旧北条町の管理に属していた公共下水道のうち知事が別に定めるものを除く。）とする。

（指定管理者による管理）

第3条 知事は、法第244条の2第3項の規定に基づき、法人その他の団体であつて知事が指定するもの（以下「指定管理者」という。）に、流域下水道に係る次に掲げる業務を行わせるものとする。

（1）流域下水道の運転に関する業務

（流域関連公共下水道）

第2条 流域下水道に接続する公共下水道は、倉吉市、三朝町、湯梨浜町及び北栄町が管理する公共下水道（旧泊村及び旧大栄町の管理に属していた公共下水道の全部並びに旧北条町の管理に属していた公共下水道のうち知事が別に定めるものを除く。）とする。

(2) 流域下水道の施設、設備及び備品の維持管理並びにこれらの修繕に関する業務

(3) 前2号に掲げるもののほか、流域下水道の管理に関する業務（知事のみの特権に属するものを除く。）

(指定管理者の選定の特例)

第4条 知事は、鳥取県公の施設における指定管理者の指定手続等に関する条例（平成16年鳥取県条例第67号）第6条第1項第1号及び同条第3項の規定により、同条例第4条第1項及び第5条の規定によらず、流域下水道の指定管理者の候補者を選定するものとする。

(指定管理者の管理の期間)

第5条 指定管理者が第3条に規定する業務を行う期間は、同条に規定する知事の指定を受けた日の属する年度の翌年度の4月1日（当該指定を受けた日が4月1日である場合は、当該指定を受けた日）から5年間とする。ただし、再指定による期間の更新を妨げない。

(委任)

第6条 略

(委任)

第3条 略

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成21年4月1日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

(準備行為)

2 改正後の天神川流域下水道条例第3条の規定による知事の指定及びこれに関し必要な手続その他この条例を施行するために必要な行為は、この条例の施行前においても行うことができる。